

## 令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人愛恵会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年11月11日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- (1) 法人の業務執行において重要な規程の改正は、必ず理事会の議決を受けること。
- (2) 計算書類等と経理規程との間の整合を図ること。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 令和3年4月1日に適用される改正給与規程について、理事会で改正に係る決議がされていなかった。</p> <p>給与規程は法人の業務執行において重要な規程であり、その改正には理事会の議決が必要であると解するのが相当である。</p> <p>については、当該改正給与規程が労働条件の不利益変更に当たらない場合にあっては、令和3年4月1日から適用することとし、不利益変更に当たる場合にあっては、理事会の議決の日から適用することを前提に、理事会で至急改正の議決を受けること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の13、定款第24条)</p>	<p>今後は規程改正等について、理事会の決議漏れがないよう厳正に対処する。</p> <p>なお、指摘の給与規程の一部改正については、新たに手当支給をするものであり、不利益変更に当たらないことから、令和3年12月20日開催の理事会において指摘事項について報告し、給与規程の一部改正について追認した。</p>
<p>2 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間（中7日間）以上前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならないところ、1週間（中7日間）以上前までに通知を発していない理事会があった。</p> <p>については、理事会の日の1週間（中7日間）以上前までに各理事及び各監事に通知を発すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の14第9項により準用する一般法人法第94条第1項)</p>	<p>1週間の考え方に差異があった。</p> <p>今後は、指摘のとおり中7日間以上前の案内通知とする。</p>
<p>3 貸借対照表における徴収不能引当金について、該当する金銭債権の額から直接控除し、徴収不能引当金の額を注記する旨経理規程で規定しているにもかかわらず、実際には間接法により債権の額の控除科目として計上されていた。</p> <p>また、引当金明細書に徴収不能引当金が計上されていなかった。</p> <p>については、計算書類、附属明細書及び経理規</p>	<p>引当金明細書の徴収不能引当金について、令和3年度決算において適正に記載する。</p> <p>なお、徴収不能引当金の取扱いについて、経理規程（徴収不能引当金）第58条第3項を一部改正し、整合を図った。</p> <p>経理規程の一部改正は、令和3年12月20日開催の理事会に提</p>

	<p>程との間の整合を図ること。  (運用上の取扱い18、26、別紙3⑨)  (経理規程第58条第3項)</p>	<p>案し、承認を得た。</p>
4	<p>計算書類に対する注記について、次の不備があった。</p> <p>(1) 3 (法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分) について、愛恵会なの花拠点区分に法人本部サービス区分が記載されていなかった。(法人全体用、愛恵会なの花拠点区分用)</p> <p>(2) 8 (債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高) について、貸借対照表上、徴収不能引当金を間接法で表示している場合は記載不要であるにもかかわらず記載がされ、かつ、債権の当期末残高の額が誤っていた。(同上)</p> <p>については、計算書類に対する注記を適切に行うこと。</p> <p>(会計省令第29条)  (運用上の取扱い25、別紙1の5及び10並びに別紙2の4及び9)</p>	<p>計算書類に対する注記の不備については、令和3年度決算において、適切に行う。</p>